

[別紙様式13 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書：記載上の注意]

※ 休止の届出がされている場合は、当該報告書の提出は不要です。

1. 「受付番号」欄は、記載しないこと。地方厚生（支）局都府県事務所において、1番から連続した番号をステーションコード順に付すものであること。

2. 印刷は、片面印刷を選択とすること。

3. ゼロの場合は空欄とせず、「0」と記載すること。

4. 特に指定がない場合以外、「直近1年間」は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの期間の実績を記載すること。

5. 職員の常勤換算に係る報告については小数点第一位までの実数（小数点以下第二位切り捨て）で記載をすること。

6. 手書きのものを訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印は押印しないこと。捨印も不要であること。

7. 「訪問看護ステーションコード」の欄には、都道府県番号（2桁）を太枠に、訪問看護ステーションコード（7桁）を細枠に記載すること。都道府県番号は以下を参照すること。

都道府県名	都道府県番号	都道府県名	都道府県番号	都道府県名	都道府県番号	都道府県名	都道府県番号
北海道	01	青森県	02	岩手県	03	宮城県	04
秋田県	05	山形県	06	福島県	07	茨城県	08
栃木県	09	群馬県	10	埼玉県	11	千葉県	12
東京都	13	神奈川県	14	新潟県	15	富山県	16
石川県	17	福井県	18	山梨県	19	長野県	20
岐阜県	21	静岡県	22	愛知県	23	三重県	24
滋賀県	25	京都府	26	大阪府	27	兵庫県	28
奈良県	29	和歌山県	30	鳥取県	31	島根県	32
岡山県	33	広島県	34	山口県	35	徳島県	36
香川県	37	愛媛県	38	高知県	39	福岡県	40
佐賀県	41	長崎県	42	熊本県	43	大分県	44
宮崎県	45	鹿児島県	46	沖縄県	47		

8. 「指定の状況」欄は、介護保険及び医療保険（みなし指定を含む）の指定を受けている場合は「介護保険法・健康保険法による指定」を、介護保険の指定を受けていない場合は「健康保険法のみ」を選択すること。

9. 「管理者の職種」欄は、主に従事している職種を選択すること。管理者が同一の指定訪問看護事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合は、詳細を記載すること。

10. 「従たる事業所（サテライト）を所有する場合、事業所数とその所在地」の「所在地」欄は、市町村名を記載すること。

11. 「従業者の職種・員数」は、従たる事業所（サテライト）に勤務する職員も含めて、職種ごとに記載すること。新型コロナウイルス感染症等の影響により一時的に出勤できない職員（管理者を含む）についても、令和6年8月1日現在に当該事業所に所属している場合は、出勤状況にかかわらず、本来の雇用契約に基づいて職員数に含めること。

12. 「従業者の職種・員数」の「① 常勤（人）」欄は、雇用形態が常勤の職員であり、管理者も含めて記載すること。「② 非常勤（人）」欄は、雇用形態が非常勤の職員について記載すること。

「兼務」に該当する者とは、たとえば、訪問看護ステーションに併設されている入所施設での看護業務などを行っている場合などが当てはまるが、当該訪問看護ステーションで介護保険の訪問看護を行っている時間がある場合については兼務とはならない。

なお、管理者については、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（令和6年3月5日保発0305第13号）のとおり、「専従、かつ、常勤の者でなければならない」とされているため、「専従」「常勤」へ記載することとなる。指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合に兼ねることが可能とされている他の職務（当該ステーションの看護職員としての職務に従事する場合、当該ステーションが介護保険法による指定を受けている指定訪問看護ステーションである場合に、当該指定訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合、同一の指定訪問看護事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問看護ステーションの利用者に対する看護やサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務に関し、一元的な管理及び指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合）にあたっている場合も、「専従」「常勤」へ記載すること。

13. 「③ 主たる事業所の職員数」、「④ 従たる事業所（サテライト）の職員数」欄は、常勤・非常勤の雇用形態にかかわらず、それぞれの実人数を記載すること。

14. 「主な掲示事項」の「営業日」欄は、営業している曜日等を記載すること。「営業日以外の計画的な訪問看護」とは、緊急時を除き営業日以外に計画的な訪問を行っていることをいう。

15. 「訪問看護ステーションの利用者数」については、令和6年7月1日から同年7月31日までの1か月間の実人数（延べ人数ではない。）で記載すること。また、当該利用者数のうち、「医療保険と介護保険の両方を利用した利用者数」、「医療保険のみの利用者数」、「介護保険のみの利用者数」をそれぞれ記載すること。

(a) は、(A) の利用者のうち、令和6年7月（7月1日から7月31日までの1か月間）において、精神科訪問看護基本療養費を1日以上算定している利用者の実人数を計上すること。

(b) は、(B) の利用者のうち、令和6年7月（7月1日から7月31日までの1か月間）において、精神科訪問看護基本療養費を1日以上算定している利用者の実人数を計上すること。

（エクセル上で入力した場合は、①+②+③の「自動チェック」が「○」となっていることを確認。）

16. 「1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出」、「2. 24時間対応体制加算に係る届出」及び「12. 機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出」は、当該届出がない場合には、「届出状況」の有無以外の記載は不要とする。

17. 「1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出」の「当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等」における「職種」欄は、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること。

18. 「2. 24時間対応体制加算に係る届出」の「(2) 連絡及び相談を受けられる体制」の「連絡相談を担当する職員の職種」欄は、保健師又は看護師及びその他の職員の両方に該当する場合は、両方にチェックを入れること。

19. 「11. 褥瘡対策の実施状況」は、医療保険の他、介護保険の利用者についても含めること。また、下記を参照の上、記載すること。

・「① 訪問看護ステーション全利用者数」欄は、令和6年7月1日時点の訪問看護ステーションの全利用者数(全登録者数)を記載すること。(当該日の利用開始者は含めないが、当該日の利用終了者は含める。)

・「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」欄は、「① 訪問看護ステーション全利用者数(全登録者数)」のうち、令和6年7月1日時点でDESIGN-R2020分類d1以上を有する利用者数を記載すること。(1人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1人として数える。)

・「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」欄は、「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」のうち、訪問看護開始時に、DESIGN-R2020分類d1以上を有する利用者数を記載すること。(1人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1人として数える。)

・「④ ②のうち、訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した利用者数〔②-③〕」欄は、「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」から「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」を減じた数を記載すること。

・「⑤ 褥瘡の重症度(DESIGN-R2020分類)」は、「訪問看護利用開始時の褥瘡」欄には③の利用者について、「訪問看護利用中に新たに発生した褥瘡」欄には④の利用者について、それぞれの褥瘡の状態を、DESIGN-R2020分類(d1~DU)に区分して人数を記載すること。

・1名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者1名として数えること。また、1名の患者が複数の褥瘡を有している場合の重症度については、重症度の高い褥瘡について記載すること。

・④が②-③と一致しているか、⑤がそれぞれ③の合計、④の合計と一致しているか、確認すること。(エクセル上で入力した場合は、「自動チェック」が「○」となっていることを確認。)

20. 「12. 機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出」における「看護職員の割合」については、訪問看護ステーションの全従事者について、常勤換算した保健師・助産師・看護師・准看護師の員数を①に、常勤換算した理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の員数を②に記載した上で、割合を算出すること。